**平成２４年（フ）第９９１６号**
東京都世田谷区梅丘１丁目15―９　ＳＰＡＣＥ88　403
債務者　芝崎　幸史
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９９２０号**
東京都板橋区大谷口上町74―２―102
債務者　福澤　　洋
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９９３７号**
千葉県東金市東上宿13―７　シャルム東金Ｂ棟102
債務者　緒方　善郎（旧姓越川）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９９３８号**
千葉県東金市東上宿13―７　シャルム東金Ｂ棟102
債務者　オガタ　マリア　コラゾン　アポリナリオ
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９９４３号**
東京都葛飾区青戸５丁目25―10―302
債務者　末水　麻子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９９４７号**
千葉県松戸市上矢切237
債務者　川上　義和
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１５７０号**
横浜市青葉区千草台26番地１　ファーストハウス藤が丘314号
債務者　熊谷　明美
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６１９号**
横浜市中区新山下３丁目13番16―208号
債務者　岩瀬由紀子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１５２号**
沖縄県中頭郡中城村字南上原525番地２　サン．クレスト．フティマ302号
債務者　武富　沢菜（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２４年（フ）第７８２号**
東京都昭島市昭和町５丁目８番12号村松コーポ202号
債務者　長島　喜一
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３８２７号**
大阪府守口市来迎町６番９―210号
債務者　谷川　広信
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３８５２号**
大阪市大正区鶴町３丁目10番15号　アーバニティータウン303号、前住所大阪市大正区鶴町３丁目７番５―205号
債務者　藤石　文男
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３８１号**
岡山市東区鉄296番地５
債務者　那須　英昭
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３５９号**
東京都小平市天神町２丁目354番地都営小平天神町２丁目アパート３―406号
債務者　原田京子こと　李　　京子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第９０１号**
東京都福生市大字熊川1143番地１都営熊川アパート23―405
債務者　蕃建　　哲
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部